

(29) 公益財団法人鳥取県魚の豊かな川づくり基金 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和7年度)

給 与 費	2,943 千円
-------	----------

3 職員の初任給の状況 (令和8年4月1日現在)

区 分		初 任 給	備 考
事務職	大学卒	県の会計年度任用職員等の例に準じ、代表理事が定める。	
	高校卒		

5 職員手当の状況 (令和8年4月1日現在)

区 分	内 訳		
期末手当 勤勉手当	〔支給割合〕		
	区 分	期末手当	勤勉手当
	6 月期	1.1205 月分	0.8545 月分
	12月期	1.1205 月分	0.8545 月分
	計	2.2410 月分	1.7090 月分
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 無		
〔令和7年度実績〕			
1人当たりの平均支給額 1,008,670 円			
退職手当	〔支給率〕		
	退職金の支給は、独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、その額は、掛金の月額と納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。		
	〔令和7年度実績〕 支給実績なし		
時間外勤務手当	〔令和7年度実績〕		
	1人当たりの平均支給年額 4,236 円		

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当	—	制度なし	
扶養手当	—	制度なし	
住居手当	—	制度なし	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	支給額	以下のア～オの金額の合計
		ア 交通機関等利用者	次の①又は②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,700 円 から 53,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等 利用	特別急行料金、高速自動車国道等特別料金等の額を加算
		エ 駐車料金を負担 している場合	駐車場の利用に係る料金を実費支給 (1月あたり 5,000 円を上限と する。)
		オ ノーマイカー運動 に参加する場合	制度なし
		〔令和7年度実績〕 1人当たりの平均支給月額 3,800 円	

6 役員の報酬等の状況 (令和8年4月1日現在)			
区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考
評議員	1日につき 5,300円	なし	会議等出席の都度支給する。
非常勤理事			
非常勤監事			

〔令和7年度実績〕		
①常勤役員 支給実績なし		
②非常勤役員		
支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
56,100 円	7 人	668 円

7 嘱託職員・非常勤職員等の報酬等の状況（令和8年4月1日現在）
制度なし

8 給与制度の変更

（1）変更内容

区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
期末手当 勤勉手当	6月 期末 1.1205月分 勤勉 0.8545月分 12月 期末 1.1205月分 勤勉 0.8545月分	6月 期末 1.105月分 勤勉 0.820月分 12月 期末 1.136月分 勤勉 0.889月分	県の会計年度任用職員の例に準じた改正
通勤手当	支給額 以下のア～オの金額の合計	支給額 以下のア～オの金額の合計	県の制度に準じた改正
	ア 交通機関等利用者略	ア 交通機関等利用者略	
	イ 自動車等使用者 通勤距離に応じ、 月額1,700円から 53,100円の範囲内で 支給	イ 自動車等使用者 通勤距離に応じ、 月額1,600円から 50,100円の範囲内で 支給	
	ウ 特別急行列車等利用略	ウ 特別急行列車等利用略	
	エ 駐車料金を負担している場合 駐車場の利用に係る料金を実費支給 （1月当たり5,000円を上限とする。）	エ 駐車料金を負担している場合 駐車場の利用に係る料金を実費支給 （1月当たり1,000円を上限とする。）	
	オ ノーマイカー運動に参加する場合略	オ ノーマイカー運動に参加する場合略	
役員報酬	1日につき5,300円	1日につき5,100円	附属機関委員の報酬日額の例に準じた改正（1/2の額）

（2）適用日

令和8年4月1日